様式第二号裏面を次のように改める。

（裏面）

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等					区分	移動年月日	変更前の事業場の名称及び所在地	変更前の事業場における番号	参考事項
			製造者名	型式	製造番号等	製造年月	容量等					
								高濃度 低濃度				
合計												

備考　1．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を変更した日から１０日以内に、変更前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
2．「廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）
3．「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「変更年度の元号数－」を加えた整理番号（平成１３年度に変更した場合の例：１３－００１）を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
4．「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
5．「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号等」、「製造年月」及び「容量等」を記入すること。なお、「製造番号等」については製造番号又は試験番号を記載すること。
6．「区分」の欄には該当するものに○印を付すること。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成１８年７月環境省告示第９８号）第２項第１号から第３号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。
7．「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３８条第４項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のＰＣＢ使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ＰＣＢ濃度△mg/kg」「今後分析予定」）
8．「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
9．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
１０．都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第三号第三面、第四面及び第五面を次のように改める。

（第３面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等					区分	保管の状況				参考事項
			製造者名	型式	製造番号等	製造年月	容量等		容器の材質	囲い等の有無	分別・混合の別	漏えいのおそれ	
								高濃度 低濃度					
合計													

（日本工業規格　Ａ列４番）